

平成 24 年度

監 査 概 要

盛岡市監査委員

ま え が き

本書は、平成 24 年度において、盛岡市監査委員が実施した地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査（工事監査を含む。）、同条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査、法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月現金出納検査、法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項の規定に基づく決算審査、法第 241 条第 5 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項に基づく基金の運用状況審査並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 109 号。以下「地方財政健全化法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づく財政健全化審査及び地方財政健全化法第 22 条第 1 項の規定に基づく経営健全化審査について、それぞれその概要を掲げたものである。

また、盛岡市包括外部監査人が実施した法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査に係る監査委員関係事務についてもその概要を併せて掲げたものである。

平成 25 年 3 月

盛岡市監査委員

目 次

平成 24 年度盛岡市監査等年間実績	1
--------------------	---

定期監査（工事監査を除く。）

第 1 監査の実施	2
第 2 監査の実施期間	2
第 3 監査の範囲	2
第 4 監査の方針	2
第 5 監査の方法	2
第 6 監査の対象	2
第 7 監査結果の区分	4
第 8 監査結果	5
第 9 監査結果の概要	7
1 市長公室	7
2 総務部	7
3 財政部	7
4 市民部	9
5 環境部	10
6 保健福祉部	10
7 保健所	12
8 商工観光部	12
9 農林部	13
10 建設部	13
11 都市整備部	15
12 玉山総合事務所	15
13 上下水道局	16
14 市立病院事務局	18
15 議会事務局	19
16 選挙管理委員会事務局	19
17 教育委員会事務局	19
18 教育機関	20
19 会計課	21

定期監査（工事監査）

第 1 監査の対象	22
-----------	----

第2	監査の実施期間	22
第3	監査の方針	22
第4	監査の方法	23
第5	監査結果	23
財政援助団体等監査		
第1	監査の対象	24
第2	監査の実施期間	24
第3	監査の範囲	24
第4	監査の方法	25
第5	監査結果	25
例月現金出納検		
第1	検査の対象	32
第2	検査の実施日	32
第3	検査の方針	32
第4	検査の方法	32
第5	検査結果	32
決算審査及び基金運用状況審査		
	一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況	34
	水道事業会計決算, 下水道事業会計決算及び基金の運用状況, 病院事業会計決算	36
地方財政健全化法審査		
	財政健全化審査	38
	経営健全化審査	39
	包括外部監査	40

平成24年度盛岡市監査等年間実績

区分 (種別)	根 拠 (条 項)	監 査 対 象 (対象部・課等)	実 施 時 期													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
定期 監 査	地方自治法 第199条第4項	市長内部部局, 行政機関, 議会及び各委員会事務 局, 上下水道局, 病院, 公 の施設 教育委員会事務局, 教育機関	←	→				←	→			←	→			
	監工 査事	(同上)	請負工事									↔				
団財 体政 等監 査助	地方自治法 第199条第7項	財政援助団体 出資団体 公の施設指定管理者												↔		
決 算 審 査	地方自治法 第233条第2項	一般会計決算 特別会計決算					←	→								
	第241条第5項 地方公営企業法 第30条第2項	各基金の運用状況 水道事業会計決算 下水道事業会計決算 病院事業会計決算 基金の運用状況					←	→								
全地 化方 法財 審政 査健	地方財政健全化法 第3条第1項 第22条第1項	一般会計, 特別会計, 水道 事業会計, 下水道事業会 計, 病院事業会計等					←	→								
現 金 出 納 検 査	地方自治法 第235条の2第1 項	会計課, 上下水道局, 病院	4 月 26 日	5 月 30 日	6 月 29 日	7 月 27 日	8 月 28 日	9 月 27 日	10 月 25 日	11 月 28 日	12 月 27 日	1 月 25 日	2 月 27 日	3 月 28 日		

定期監査（工事監査を除く。）

第1 監査の実施

定期監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき毎年度実施する監査である。また、定期監査に併せて同条第2項の規定に基づき、財務に関する事務以外の事務の執行についても監査の対象とした。

第2 監査の実施期間

平成24年4月9日から平成25年1月17日まで

第3 監査の範囲

平成23年度及び平成24年度の事務の執行及び経営に係る事業の管理

第4 監査の方針

予算の執行は、それぞれの予算議決の趣旨に沿い、関係法令に従って執行されているか、計数に誤りがないか、収入事務、支出事務、その他の財務に関する事務は、財務規則等に照らし適正に処理されているか、経営に係る事業の管理及びその他の行政の運営や事務処理の手続等が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかの点検確認に主眼を置いて実施した。

第5 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては、平成24年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48盛監発第24号）に基づき提出された監査資料について、実地監査の対象とした部署においては、同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第6 監査の対象

定期監査の対象は全機関である。うち、実地監査対象課等は、おおむね隔年（教育機関等については3年おき）に実施することを基本としており、本年度は全機関228課等のうち98課等を対象とし、次のとおり実地監査を実施した。なお、平成24年度に改組された行政組織の一部については、引継ぎを受けた課等において監査を実施した。

【 実地監査対象課等 】

1	市長公室	広聴広報課, 秘書課
2	総務部	総務課, 情報企画室, 職員課, 能力開発室
3	財政部	市民税課, 資産税課, 納税課
4	市民部	市民活動推進課, 男女共同参画青少年対策室, 医療助成年金課, 文化国際課, 都南総合支所, 繫支所, 飯岡出張所, 少年センター, 飯岡体育館
5	環境部	環境企画課, 廃棄物対策課, 産業廃棄物対策室
6	保健福祉部	児童福祉課, 介護高齢福祉課, 高齢者支援室, 次世代育成支援事 務局
	(保育園)	きたくり保育園, さくらがおか保育園, うえだ保育園, 東見前保 育園, 手代森保育園
7	保健所	健康推進課, 保健予防課
8	商工観光部	商工課, 企業立地雇用課, 中心市街地活性化対策事務局
9	農林部	林政課, 中央卸売市場業務課, 飯岡農業構造改善センター
10	建設部	道路管理課, 道路建設課, 河川課
11	都市整備部	都市計画課, 盛岡南整備課, 市街地整備課, 景観政策推進事務局
12	玉山総合事務所	総務課, 健康福祉課, 建設課, 藪川出張所, 洺民勤労者研修セン ター
13	上下水道局	総務課, 経営企画課, 給排水課, みず管理課, 水道管路課, 浄水 課, 下水道整備課, 下水道施設管理課, 玉山事務所
14	市立病院事務局	総務課, 医事課
15	議会事務局	議事総務課
16	選挙管理委員会事務局	
17	教育委員会事務局	総務課, 生涯学習課
18	教育機関	上田公民館, 洺民公民館, 飯岡地区公民館, 藪川地区公民館, 都 南図書館, 洺民図書館, 玉山歴史民族資料館
	(小学校)	仁王小学校, 城南小学校, 桜城小学校, 厨川小学校, 太田東小学 校, 繫小学校, 大新小学校, 高松小学校, 東松園小学校, 津志田 小学校, 見前南小学校, 都南東小学校, 北松園小学校, 外山小学 校, 洺民小学校
	(中学校)	黒石野中学校, 繫中学校, 城西中学校, 城東中学校, 北陵中学校, 見前南中学校, 北松園中学校, 藪川中学校
	(幼稚園)	米内幼稚園, つなぎ幼稚園

第7 監査結果の区分

監査の結果は、事務の執行及び経営に係る事業の管理を適正に行う上から是正又は留意、改善を求める事項について、指摘及び注意に区分するものとする。

1 指摘事項

適用

- (1) 法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）に重大な違反があるもの
- (2) 故意又は重大な過失によるもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- (5) 著しく非効率的なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- (6) 公金の支出に適正を欠くもの
- (7) 財産管理に適正を欠くもの
- (8) 当該事項が事務処理の方法に起因し、今後においても発生するおそれがあるもの
- (9) 単独の事項としては指摘に至らないが、関連事項を総合的に判断すると指摘すべきもの
- (10) 前回注意とされた事項及び同種の行為について、措置、是正又は改善されていないもの
- (11) 上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

処置

- (1) 監査の結果として正規に決定し、長等への報告、公表を行うほか、措置状況通知書の提出を求めるものとする（講評事項）。
- (2) 措置状況が通知された場合は、公表を行うものとする。

2 注意事項

適用

(1) 一般注意事項

指摘事項、口頭注意事項以外のもので、事務処理方法等に是正又は留意、改善を要すると認められるもの

(2) 口頭注意事項

事務処理方法等に是正又は留意、改善を要すると認められるが、軽微であり、他に影響を及ぼさず、かつ件数が多くないもの

処置

- (1) 監査の結果として正規に決定し、長等への報告、公表を行うほか、措置状況通知書の提出を求めるものとする（講評事項）。ただし、口頭注意事項については、予備調査時における事務局職員からの注意に止めるものとする。
- (2) 措置状況が通知された場合は、公表を行うものとする。

第8 監査結果

監査の結果、事務の執行及び経営に係る事業の管理は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、指摘及び注意事項が見られた（別表及び「第9 監査結果の概要」のとおり）。

(別表)

指摘事項・注意事項一覧

	指 摘 事 項		注 意 事 項		合 計				主な事例内容 (24年度)
	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度		23年度		
	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(%)	(件)	(%)	
共通的事項	46	7	7	1	53	42.1	8	9.2	未決裁, 公印使用承認等
収入事務	7	6	2	1	9	7.1	7	8.0	
使用料	4	2	1	1	5		3		収納遅滞, 減免等
手数料	0	4	1	0	1		4		郵送による証明書交付
その他	3	0	0	0	3		0		占用料等
支出事務	38	40	13	19	51	40.5	59	67.8	
時間外勤務等手当	32	34	12	14	44		48		未決裁, 勤務区分, 支給額等
旅費	3	6	0	3	3		9		日額旅費
就学援助費	0	0	0	1	0		1		
その他	3	0	1	1	4		1		賃金, 補助金, 委託料等
契約事務	10	5	1	6	11	8.7	11	12.6	
業務委託	3	3	1	5	4		8		業務履行, 業務承認等
工事請負	1	0	0	0	1		0		監督員通知
その他	6	2	0	1	6		3		執行伺い, 見積合わせ等
財産管理事務	1	2	1	0	2	1.6	2	2.3	
取得, 処分	1	0	0	0	1		0		自動車
その他	0	2	1	0	1		2		使用許可
合 計 (件)	102	60	24	27	126	100.0	87	100.0	
(%)	81.0	69.0	19.0	31.0	100.0		100.0		

第9 監査結果の概要

1 市長公室

指摘事項及び注意事項なし。

2 総務部

総務課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について時間外勤務手当が支給されているものが1件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。
- 3 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務開始時刻の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが1件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。

【注意事項】

- 1 郵便切手等の払出しについて、各課等からの請求が正当なものであることを確認した上で行うこととするよう、事務処理の改善を求める。

情報企画室

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

職員課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが12件見られたので、適正な事務の執行を求める。

3 財政部

市民税課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが8件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 寄附の受領に当たり、決裁を得ていないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 時間外勤務命令に当たり、休憩時間を適正に与えていないものが4件見られたので、適正な事務の執行を求める。

資産税課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが3件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務及び休日勤務について、時間外勤務手当及び休日勤務手当が支給されているものが4件見られた。当該時間外勤務手当及び休日勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。
- 3 時間外勤務手当の支給に当たり、合計時間数の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが1件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続を行うことを求める。

納税課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが81件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 無効とすべき見積書により業務委託契約を締結しているものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 業務委託の見積徴取に当たり、随意契約見積通知書の仕様書に上限価格を記載しているものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 4 市税等の収納に当たり、盛岡市歳入金領収証書及び領収証書交付確認書に課長等の検印がないものが見られたので、適正な事務の執行及び要領等の整備を求める。
- 5 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものが1件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。
- 6 時間外勤務手当の支給に当たり、時間外・休日勤務命令表の勤務区分の記載誤りにより、支給額に誤りがあるものが1件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。

【注意事項】

- 1 時間外勤務・休日勤務命令に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 勤務区分に誤りがあるもの
 - (2) 勤務時間の記載がないもの
 - (3) 従事事務の記載がないもの

4 市民部

市民活動推進課

【指摘事項】

- 1 自動車臨時運行許可に当たり、決裁を得ていないものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが7件見られたので、適正な事務の執行を求める。

医療助成年金課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。

都南総合支所

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 時間外勤務手当の支給に当たり、時間外・休日等勤務命令表における勤務区分の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが1件見られたので、当該時間外勤務手当について、追給の手続を行うことを求める。

【注意事項】

- 1 時間外勤務命令に当たり、勤務区分の記載誤りのあるものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 郵送等による証明交付事務において、手数料及び郵送料に係る金銭等処理票が作成されていないものが見られたので、適正な事務の執行を求める。

5 環境部

環境企画課

【指摘事項】

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について時間外勤務手当が支給されているものが1件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。

廃棄物対策課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について時間外勤務手当が支給されているものが2件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。
- 3 時間外勤務手当の支給に当たり、時間外・休日勤務命令表の勤務区分の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが1件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続を行うことを求める。

6 保健福祉部

児童福祉課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務実績報告書の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが3件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続を行うことを求める。

介護高齢福祉課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが5件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 時間外勤務手当の支給に当たり、時間外・休日等勤務命令表における勤務区分の記載誤り

により、支給額に誤りのあるものが1件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続を行うことを求める。

【注意事項】

- 1 高額介護サービス費の支給に当たり、内容に不備のある相続人代表者選任届を受理しているものが8件見られたので、適正な事務の執行を求める。

高齢者支援室

【指摘事項】

- 1 費用弁償の支給に当たり、日帰り旅行旅費の報告誤りにより、支給額に誤りのあるものが2件見られた。当該費用弁償について、追給及び返納の手続きを行うことを求める。
- 2 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について時間外勤務手当が支給されているものが1件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。
- 3 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務時間数及び合計時間数の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが4件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続きを行うことを求める。

【注意事項】

- 1 週休日の振替に当たり、振替命令が事前に行われていないものが見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 時間外勤務・休日勤務命令に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 休憩時間を適正に与えていないもの 7件
 - (2) 勤務区分の記載に誤りがあるもの 2件

きたくり保育園

【指摘事項】

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務実績報告の報告誤りにより、支給額に誤りのあるものが2件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続を行うことを求める。

【注意事項】

- 1 時間外勤務命令に当たり、勤務区分の記載誤りのあるものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。

さくらがおか保育園

【注意事項】

1 時間外勤務命令に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- (1) 休憩時間を適正に与えていないもの 2件
- (2) 勤務区分の記載に誤りがあるもの 1件

うえだ保育園

【指摘事項】

1 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について時間外勤務手当が支給されているものが3件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。

【注意事項】

1 時間外勤務命令に当たり、休憩時間を適正に与えていないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

7 保健所

健康推進課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが5件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 時間外勤務手当の支給に当たり、休日勤務手当を支給された週の週休日（振替勤務）の勤務時間に対して、時間外勤務手当を支給しているものが1件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。

【注意事項】

1 週休日の振替に当たり、振替命令が事前に行われていないものが見られたので、適正な事務の執行を求める。

保健予防課

【指摘事項】

1 時間外勤務手当の支給に当たり、週の正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員について、該当する勤務時間に係る時間外勤務手当の支給が行われていないものが1件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続きを行うことを求める。

8 商工観光部

商工課

【指摘事項】

- 1 無効とすべき見積書により業務委託契約を締結しているものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 文書の施行及び発送に当たり、公印の使用が適正でないものが3件見られたので、適正な事務の執行を求める。

企業立地雇用課

【指摘事項】

- 1 物品の廃棄に伴い、発生した債権及び廃棄経費の処理が適正に行われていないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

9 農林部

林政課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが3件見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 業務委託の履行確認に当たり、誤った報告書を受理しているものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

中央卸売市場業務課

【指摘事項】

- 1 卸売業者の保証金について、定められた額を超過して預託させている事例が見られたので、超過分を返還するよう求める。
- 2 仲卸業者取引バッジの交付に当たり、実費として徴収する額の根拠を示す書類が無いままに決裁を得ている事例が1件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが38件見られたので、適正な事務の執行を求める。

10 建設部

道路管理課

【指摘事項】

- 1 無効とすべき見積書により契約締結しているものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 日帰り旅行に係る旅費を支給すべきでないのに支給していたものが1件見られた。当該旅費について、返納の手続を行うことを求める。
- 3 業務委託契約に当たり、契約約定に定められた承諾を得ずに再委託が行われていたものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 4 法定外道路占用料の決定に当たり、減免申請がないものを減免しているものが見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 5 補助金交付決定に当たり、決定通知書を交付していないものが7件見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 週休日の振替に当たり、振替命令が事前に行われていないものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。

道路建設課

【指摘事項】

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものが3件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。
- 2 工事請負契約等の履行に当たり、選任した監督員等を受注者に通知していないものが9件見られたので、適正な事務の執行を求める。

河川課

【指摘事項】

- 1 文書の施行及び発送に当たり、公印の使用が適正ではないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 日帰り旅行に係る旅費を支給すべきでないのに支給しているものが2件見られた。当該旅費について、返納の手続を行うことを求める。
- 3 水路占用料の算定に当たり、算定に誤りがあるものが1件見られたので、当該占用料について、還付の手続を行うことを求める。

【注意事項】

- 1 水路占用許可に当たり、申請された期間を超えて占用を許可しているものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

11 都市整備部

都市計画課

【指摘事項】

- 1 建築許可等に当たり、決裁権者の決裁を得ていないものが5件見られたので、適正な事務の執行を求める。

盛岡南整備課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

市街地整備課

【指摘事項】

- 1 時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務及び休日勤務について、時間外勤務手当及び休日勤務手当が支給されているものが5件見られた。当該時間外勤務手当及び休日勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。

12 玉山総合事務所

総務課

【指摘事項】

- 1 好摩地区コミュニティセンター使用料について、指定管理者が使用者から徴収した全ての使用料の納付が遅滞していたので、徴収後遅滞なく納付するよう、適正な事務の執行を求める。
- 2 料金後納郵便の発送に当たり、決裁を得ていないものが6件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 盛岡市自治会運営費補助金の精算に当たり、補助金の使途内訳が明らかでないものが見られたので、適正な事務の執行を求める。

健康福祉課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが3件見られたので、適正な事務の執行を求める。

建設課

【指摘事項】

- 1 道路幅員証明書交付に当たり、道路幅員証明願に貼付された収入証紙を消印していないものが見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものが1件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。
- 4 市道維持管理補修業務委託（単価契約）に当たり、全ての工区において補修箇所の決裁に係る文書及びそれに基づいた指示に係る文書が作成されていないので、適正な事務の執行を求める。

市民勤労者研修センター

【指摘事項】

- 1 市民勤労者研修センター使用料の収納について、使用者から徴収した使用料の納付が遅滞しているものが5件見られたので適正な事務の執行を求める。

13 上下水道局

総務課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが4件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務実績報告書の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが3件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続を行うことを求める。

【注意事項】

- 1 時間外・休日等勤務命令に当たり、勤務区分の記載に誤りのあるものが1件見られたので、

適正な事務の執行を求める。

経営企画課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものが1件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。

給排水課

【指摘事項】

- 1 公道内給水管撤去工事に当たり、契約金額を確定せずに施工通知が送付されている事例が7件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが5件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 指定工事事業者証の交付に当たり、事業の休廃止を届け出た事業者に指定工事事業者証を返納させていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 4 休日勤務手当の支給に当たり、時間外・休日等勤務命令表における勤務区分の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが1件見られた。当該休日勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。

みず管理課

【指摘事項】

- 1 業務委託の履行確認に当たり、単価契約品目以外の品目について、当該金額の根拠となる書類が添付されていない事例が10件見られたので、適正な事務の執行を求める。

水道管路課

【指摘事項】

- 1 業務委託の履行確認に当たり、要領に定める書類が添付されていない事例が15件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが10件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外

勤務手当が支給されているものが2件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。

- 4 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務実績報告書の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが2件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続を行うことを求める。
- 5 作業手当の支給に当たり、所属長の確認を得ていない作業について、作業手当が支給されているものが2件見られた。当該作業手当について、返納の手続きを行うことを求める。

【注意事項】

- 1 時間外勤務・休日勤務命令に当たり、時間外・休日等勤務命令表における勤務区分の記載に誤りがあるものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。

下水道整備課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

玉山事務所

【指摘事項】

- 1 業務委託契約に当たり、特記仕様書に定める提出書類を徴取していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

14 市立病院事務局

総務課

【指摘事項】

- 1 行政財産使用料の算定に当たり、諸経費相当額の算定に誤りが見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが25件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務時間数の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが1件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続を行うことを求める。
- 4 扶養手当の認定に当たり、異動年月日の認定誤りにより、扶養手当及び期末手当の支給額に誤りのあるものが1件見られた。当該扶養手当及び期末手当について、返納の手続きを行うことを求める。
- 5 通勤割増賃金の支給に当たり、該当日数の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが1

件見られた。当該通勤割増賃金について、返納の手続きを行うことを求める。

【注意事項】

- 1 時間外勤務命令に当たり、休憩時間を適正に与えていないものが7件見られたので、適正な事務の執行を求める。

医事課

【指摘事項】

- 1 ワクチン接種料等の請求に当たり、決裁を得ていないものが7件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。

15 議会事務局

議事総務課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが13件見られたので、適正な事務の執行を求める。

16 選挙管理委員会事務局

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが7件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 契約事務に当たり、一者随契の業者選定理由が記載されていない事例が7件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 契約事務に当たり、契約約定に定める業務完了の確認又は成果品の検査に合格した旨の通知書を送付しない事例が6件見られたので、適正な事務の執行を求める。

17 教育委員会事務局

総務課

【指摘事項】

- 1 随意契約に当たり、予定価格を定めていないなどの事例が191件全てで見られたので、適正な事務の執行を求める。

- 2 期末手当の支給に当たり、扶養親族たる要件を喪失したにも関わらず、その基礎額に扶養手当分を加算して算定し、支給していたものが1件見られた。当該期末手当について、返納の手続きを行うことを求める。
- 3 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について時間外勤務手当が支給されているものが3件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。
- 4 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務実績報告の報告誤り及び報告漏れにより、支給額に誤りのあるものが2件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続きを行うことを求める。

【注意事項】

- 1 時間外勤務命令に当たり、勤務区分の記載に誤りのあるものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

生涯学習課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 行政財産使用許可に当たり、許可条件に諸経費あん分額使用料の取扱いについての条項が明記されていないものが3件見られたので、適正な事務の執行を求める。

18 教育機関

上田公民館

【指摘事項】

- 1 行政財産使用料の減免に当たり、理由なく共済基金分担金相当額を全額免除している事例が2件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが1件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 文書の施行及び発送に当たり、公印の使用が適正ではないものが7件見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 行政財産使用料の減免に当たり、減免すべき理由及び減免率の適用根拠が不明確である事例が1件見られたので、減免基準を明確に定め適用するなど、適正な事務の執行を求める。

汲民図書館

【注意事項】

- 1 時間外勤務・休日勤務命令に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 勤務区分に誤りがあるもの 2件
 - (2) 勤務時間の記載方法に誤りがあるもの 1件

(小学校・中学校・幼稚園・高等学校)

仁王小学校

【注意事項】

- 1 就学援助費の支給に当たり、就学援助費支給管理簿兼受領書に保護者の受領印がない事例が1件見られたので、適正な事務の執行を求める。

19 会計課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。

定期監査（工事監査）

第1 監査の対象

1 平成24年度本庁舎耐震補強・改修（建築主体）工事

- (1) 所 管 総務部管財課
- (2) 契約金額 110,040,000 円
- (3) 工 期 平成24年6月30日から平成25年3月15日まで
- (4) 請負業者 株式会社熊谷工務店
- (5) 工事場所 盛岡市内丸12番2号
- (6) 工事概要 鉄骨ブレース補強
4階4箇所, 5階7箇所, 6階5箇所
耐震壁増設（既存開口閉塞）5階1箇所
既存内外部建具改修
耐震補強及び建具改修に伴う内装改修
- (7) 進捗率 38.0%（平成24年10月31日現在）

2 明治橋山岸線（Ⅲ工区）山賀橋上部工工事

- (1) 所 管 建設部道路建設課
- (2) 契約金額 340,515,000 円
- (3) 工 期 平成23年12月23日から平成25年3月15日まで
- (4) 請負業者 川田建設・樋下建設特定共同企業体
- (5) 工事場所 盛岡市加賀野四丁目, 山岸一丁目地内
- (6) 工事概要 プレビーム連続桁製作架設 8本
床版・横桁工 一式
支承工 32個
落橋防止装置工 16箇所
伸縮装置工 33.6m
橋梁用高欄工 一式
照明灯受台 4箇所
仮棧橋工 一式
- (7) 進捗率 68.16%（平成24年10月31日現在）

第2 監査の実施期間

平成24年11月20日から平成24年11月21日まで

第3 監査の方針

工事の執行に関し、設計・施工等が効果的・合理的かつ適正に執行されているかに主

眼を置いて実施した。

第4 監査の方法

工事監査は、その技術面の視点から監査を実施するものであり、高度の専門知識を必要とするため、公益社団法人日本技術士会に技術士の派遣を依頼し、その協力のもと、関係職員からの説明を受け、設計図書及び現場の施工状況等の具体的事項について監査を行った。

第5 監査結果

平成 24 年度本庁舎耐震補強・改修（建築主体）工事及び明治橋山岸線（Ⅲ工区）山賀橋上部工工事は、工事全体として技術的な支障は見られず、おおむね良好な施工状況と認められた。

財政援助団体等監査

第1 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定により、監査の対象は、平成23年度中に当市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者のうち、次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

- 1 財政援助団体は、平成23年度の補助等の額が100万円以上のもので、事業等に係る補助等を受けているもの又は運営等に係る補助等を受けているもののうち次の1団体とした。

財団法人石川啄木記念館

（石川啄木記念館運営費補助金）

- 2 出資団体は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7で規定するもののうち次の1団体とした。

財団法人盛岡観光コンベンション協会

（財団法人盛岡観光コンベンション協会出捐金）

- 3 公の施設の指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき平成22年度において公の施設の管理を行わせているもののうち次の2団体（4施設）とした。

- (1) 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

（盛岡市立本宮地区活動センター指定管理者）

（盛岡市立本宮児童センター指定管理者）

（盛岡市立本宮老人福祉センター指定管理者）

- (2) もりおか歴史文化館活性化グループ

（盛岡市立もりおか歴史文化館指定管理者）

第2 監査の実施期間

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 1 財政援助団体 | 平成25年1月31日から平成25年2月21日まで |
| 2 出資団体 | 平成25年1月29日から平成25年2月21日まで |
| 3 公の施設の指定管理者 | 平成25年1月30日から平成25年2月21日まで |

第3 監査の範囲

財政援助団体等に係る関係部課等の業務及び財政援助団体等の次に掲げる業務とした。

- 1 財政援助団体

補助対象事業の運営及び事業に係る出納その他の事務の執行に関すること。

- 2 出資団体

事務事業全般に係る出納その他の事務の執行に関すること。

- 3 公の施設の指定管理者

対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関すること。

第4 監査の方法

- 1 平成24年度財政援助団体等監査実施計画に従い、補助金に関する調書、出資に関する調書、公の施設の管理に関する調書及び附属書類を関係部課等に提出を求め、必要に応じて関係職員から説明聴取を行うなど、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常必要とされる監査手続によって監査した。
- 2 財政援助団体等に出向き当該団体の責任者等から事務事業、収支予算の執行状況、補助・出資・施設管理の実態等の説明を求めたほか、提示された会計処理に係る諸帳簿、証書類等の照合確認による検証を実施した。
- 3 監査に当たっては、次の点を重点項目とした。
 - (1) 財政援助団体
 - ア 交付決定手続に関すること。
 - イ 事務事業の執行に関すること。
 - ウ 補助等に係る実績及び成果に関すること。
 - (2) 出資団体
 - ア 出資の目的に関すること。
 - イ 事業経営に関すること。
 - (3) 公の施設の指定管理者
 - ア 条例等に関すること。
 - イ 協定に関すること。
 - ウ 管理費用に関すること。

第5 監査結果

財政援助団体等に係る監査の結果は、次のとおりである。

- 1 補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。
- 2 補助基準の運用及び補助金額の決定並びに補助金交付に関する手続は、根拠となる法令、規則及び契約書等に基づいて行われているものと認められた。
- 3 補助金及び出資金は、それぞれの目的・条件に沿って有効に使用され、また、運用されており、公共の福祉の充実に資するもので、財政的援助の公益上の必要性があるものと認められた。
- 4 公の施設の管理運営に係る協定等に関する一連の関係書類は、法令、条例及び規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。
- 5 指定管理料に関する手続は、協定書に基づいて適正に行われているものと認められた。
- 6 公の施設の指定管理者による管理運営は、公の施設の設置目的に沿っておおむね適正に管理されているものと認められた。
- 7 各事業の執行に伴う会計処理の方法及び関係書類の作成は、会計諸規定に基づいて行われ、これら一連の処理状況はおおむね良好であると認められた。

以上のことから、特に是正改善を要する事項は見受けられなかったが、財政援助団体等の一部には会計処理等について留意する事例が見られたので、事務処理に当たっては十分に注意さ

りたい。

財団法人石川啄木記念館

1 財政援助団体の所在地, 名称及び代表者名

盛岡市玉山区渋民字渋民9番地

財団法人石川啄木記念館

理事長 嗟 峨 忠 雄

2 財政援助の目的

盛岡ブランド主要プロジェクトである「先人と文化振興」の中心的役割を担う石川啄木顕彰事業を展開しており、盛岡の芸術文化を広く発信し、盛岡ブランドの推進に寄与するものであることから、運営費の一部を補助するものである。

3 補助金額等

石川啄木記念館運営費補助金

補助金額	申請年月日	交付決定年月日	交付年月日
11,000,000 円	平成23年4月1日	平成23年4月1日	平成23年4月23日 5,500,000 円
			平成23年10月14日 5,500,000 円

4 監査の結果

当該補助金について、補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

また、財団の財政が非常に逼迫している事実が認められたことから、入館者数のさらなる確保など経営努力をつくされたい。

【注意事項】

- 1 役員報酬の支出に当たり、所得税に係る源泉徴収を行わず支出していたものが見られたので、適正な事務の執行を求める。

財団法人盛岡観光コンベンション協会

1 出資団体の所在地, 名称及び代表者名

盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号

財団法人盛岡観光コンベンション協会

理事長 元 持 勝 利

2 出資の目的

当該団体は、盛岡市及び岩手県の有する文化的、社会的、経済的特性を活かし、国内外からのコンベンション及び観光客の誘致並びに支援を行うとともに、観光資源の開発宣伝、観光文化施設の整備及び管理等を行うことにより、交流人口の拡大並びに地域経済の活性化及び文化の向上に資することを目的とする団体であることから、公益上の必要性から寄附行為として基本財産を出資したものである。

3 出資金額等

財団法人盛岡観光コンベンション協会出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
平成6年8月1日	平成6年8月12日	150,500,000 円	49.36 %
	平成7年7月31日	(100,000,000 円)	
	平成7年7月31日	(50,000,000 円)	
	平成18年1月10日	(500,000 円)	

4 監査の結果

当該法人は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

なお、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

1 決算報告書の作成に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

(1) 事業総括及び収益事業特別会計の財務諸表において、内部取引が相殺されていないもの

(2) 財務諸表に対する注記に記載された固定資産の減価償却の方法が、実際の方法と異なっているもの

(3) 財務諸表に対する注記に、満期保有目的の債権の内訳等が記載されていないもの

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

1 公の施設の指定管理者の所在地, 名称及び代表者名

盛岡市若園町2番2号

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
理事長 西郷 賢治

2 管理を行う公の施設

盛岡市立本宮地区活動センター

3 指定管理者による管理の目的

盛岡市立本宮地区活動センターは、地域住民が気軽に集い、集会やスポーツ、レクリエーション、教養・文化活動などのコミュニティ活動を進めることを目的として設置された施設であり、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団を指定管理者とすることにより、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市立本宮地区活動センター指定管理料

指 定 管 理 料	支 出 年 月 日	支 出 金 額
6,012,725 円	平成23年4月11日	1,185,000 円
	平成23年6月9日	1,145,000 円
	平成23年8月9日	726,000 円
	平成23年10月7日	774,000 円
	平成23年12月9日	1,301,000 円
	平成24年2月9日	884,736 円
	平成24年4月27日	5,989 円

5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

1 公の施設の指定管理者の所在地、名称及び代表者名

盛岡市若園町2番2号

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

理事長 西郷 賢治

2 管理を行う公の施設

盛岡市立本宮児童センター

3 指定管理者による管理の目的

盛岡市立本宮児童センターは、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすること及び地域児童の健全育成の拠点としての役割を担うほか、母親クラブなどの地域組織活動の育成助長を図ることを目的として設置された施設であり、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団を指定管理者とすることにより、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市立本宮児童センター指定管理料

指 定 管 理 料	支 出 年 月 日	支出(戻入)金額
11,378,612 円	平成23年4月11日	1,529,000 円
	平成23年6月9日	1,967,000 円
	平成23年8月9日	1,414,000 円
	平成23年10月7日	1,786,000 円
	平成23年12月7日	3,265,000 円
	平成24年2月9日	1,398,194 円
	平成24年4月27日	19,418 円

5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

1 公の施設の指定管理者の所在地、名称及び代表者名

盛岡市若園町2番2号
社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
理事長 西郷 賢治

2 管理を行う公の施設

盛岡市立本宮老人福祉センター

3 指定管理者による管理の目的

盛岡市立老人福祉センターは、地域の老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与し、老人に健康で明るい生活を営ませることを目的として設置された施設であり、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団を指定管理者とすることにより、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市立本宮老人福祉センター指定管理料

指 定 管 理 料	支 出 年 月 日	支出(戻入)金額
5,092,595 円	平成23年4月11日	657,000 円
	平成23年6月9日	1,045,000 円
	平成23年8月9日	671,000 円
	平成23年10月7日	876,000 円
	平成23年12月7日	1,238,000 円
	平成24年2月9日	595,022 円
	平成24年4月27日	10,573 円

5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

もりおか歴史文化館活性化グループ

1 公の施設の指定管理者の所在地、名称及び代表者名

東京都港区台場二丁目3番4号

もりおか歴史文化館活性化グループ

代表団体 ㈱乃村工藝社 代表取締役 渡 辺 勝

2 管理を行う公の施設

盛岡市立もりおか歴史文化館

3 指定管理者による管理の目的

盛岡市立もりおか歴史文化館は、盛岡市の歴史や文化に関する資料を収集・保存・展示することにより、市民の教育及び文化の向上に資するとともに、まちなか観光の拠点として地域の活性化を図ることを目的として設置された施設であり、もりおか歴史文化館活性化グループを指定管理者とすることにより、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市立もりおか歴史文化館指定管理料

指 定 管 理 料	支 出 年 月 日	支出(戻入)金額
117,889,000 円	平成23年4月28日	12,386,892 円
	平成23年6月30日	21,258,596 円

	平成23年8月31日	17,176,332 円
	平成23年10月31日	23,787,532 円
	平成23年12月28日	26,006,476 円
	平成24年2月28日	17,273,172 円

5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

例月現金出納検査

第1 検査の対象

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく会計管理者、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の出納した現金及び現金出納に係る事務とする。

(一般会計、各特別会計、各基金、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計)

第2 検査の実施日

原則として毎月25日に検査を実施しており、平成24年度の実施日は次のとおりである。

4月26日、5月30日、6月29日、7月27日、8月28日、9月27日

10月25日、11月28日、12月27日、1月25日、2月27日、3月28日

第3 検査の方針

会計管理者、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の出納した現金(歳計現金、歳計外現金、一時借入金、基金に属する現金をいう。以下同じ。)の在高、出納関係諸表等の計数の正確性及び現金出納事務が適正に行われているかの検証に主眼を置いて実施した。

第4 検査の方法

1 検査の実施方法

検査資料及び関係職員等からの説明により実施した。

2 検査の予備調査

原則として検査当日の3日前に提出を求めた検査資料及び帳簿等により行い、上下水道事業管理者の現金の出納については検査前日に実施した。

第5 検査結果

1 収支の計数検査

(1) 会計管理者から提出された一般会計及び特別会計に属する当月分の歳計現金及び歳入歳出外現金等月計対照表並びに歳計現金及び歳入歳出外現金等現金出納状況調査表等の検査調書と出納関係の諸帳票・証憑書類及び現金の現在高を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

(2) 上下水道事業管理者から提出された水道事業会計及び下水道事業会計に属する当月分の試算表・資金予算書及び現金保管状況調等の検査調書と収支日計表・会計伝票(各勘定科目)・証憑書類及び現金の現在高を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

(3) 病院事業管理者から提出された病院事業会計に属する当月分の試算表・資金予算表及び収支金月計表(現金保管)等の検査調書と収支日計表・会計帳票・証憑書類及び現金の現在高を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

2 証憑書類の検査

検査したところ、特に注意又は改善を要する事項はなかった。

決算審査及び基金運用状況審査

一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況

第1 審査の対象

- 1 平成23年度盛岡市一般会計歳入歳出決算
- 2 平成23年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算
- 3 平成23年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算
- 4 平成23年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算
- 5 平成23年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算
- 6 平成23年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算
- 7 平成23年度盛岡市介護保険サービス事業費特別会計歳入歳出決算
- 8 平成23年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算
- 9 平成23年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算
- 10 平成23年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算
- 11 平成23年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算
- 12 平成23年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算
- 13 平成23年度盛岡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算事項別明細書
- 14 実質収支に関する調書
- 15 財産に関する調書
- 16 基金運用状況調書

第2 審査の期間

平成24年7月17日から平成24年8月3日まで

第3 審査の方法

- 1 審査に付された一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに附属書類（以下「決算書類等」という。）が法令に準拠して調製されているか否かについて審査した。
- 2 決算計数の正確性の検証と予算が法令及び条例等に基づいて適正かつ効率的に執行されたか否かについて会計伝票，諸帳簿及び証書類等によって調査照合を行うとともに，定期監査及び出納検査の結果をも参照し審査した。
- 3 審査に付された各基金については，運用状況調書，基金受払台帳，資金貸付簿及び証書類によって計数の正確性を調査照合し，かつ，運用の適否等をも慎重に審査した。
- 4 その他必要に応じて関係職員に説明を求めるなど，一般に公正妥当と認められる審査基準

に準拠し、通常必要とされる審査手続きによって審査した。

第4 審査結果

- 1 決算書類等は、法令の規定に準拠して調製されているものと認められた。
- 2 決算書類等に記載の金額は、会計伝票、諸帳簿及び証書類等と符合し、計数的に正確であると認められた。
- 3 予算執行状況については、おおむね適正であると認められた。
- 4 財産に関する調書に表示の公有財産、物品、債権及び基金の記載高は、財産台帳、関係書類等と適合し、正確であると認められた。
- 5 各基金は、各々設置の目的に沿って運用され、かつ、計数的に正確であり、その執行は適正であると認められた。

* 詳細については「平成23年度盛岡市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書 平成23年度盛岡市基金運用状況審査意見書」参照。

水道事業会計決算，下水道事業会計決算及び基金の運用状況，病院事業会計決算

第1 審査の対象

- 1 平成23年度盛岡市水道事業会計決算
- 2 平成23年度盛岡市下水道事業会計決算及び基金の運用状況
- 3 平成23年度盛岡市病院事業会計決算

第2 審査の期間

平成24年6月8日から平成24年8月3日まで

第3 審査の方法

- 1 当事業年度における各事業会計の決算報告書，損益計算書，剰余金計算書，剰余金処分計算書，欠損金処理計算書，貸借対照表，事業報告書及びその他の書類（以下「決算諸表」という。）が地方公営企業法及び関係法令並びに企業の財務に関する諸規定に準拠して作成され，かつ，企業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているか否かについて審査した。
- 2 各事業会計の総勘定元帳，補助簿及びその他諸帳簿と証拠書類によって調査照合を行うとともに，定期監査及び出納検査の結果をも参照し，計数の正確性，会計の処理手続きの正否について審査した。
- 3 各事業会計の決算における予算執行の結果が，地方公営企業運営の基本原則にのっとり所期の目的を達成しているか否かについて審査した。
- 4 各事業会計の貯蔵品については，決算の実地たな卸に立会して実在の確認をするとともに，貯蔵品出納簿及び伝票類の記帳処理状況を調査した。
- 5 審査に付された基金については，運用状況調書，基金受払台帳，資金貸付簿及び証書類によって計数の正確性を調査照合し，かつ，運用の適否等をも慎重に審査した。
- 6 その他必要に応じて関係職員に説明を求めるなど，一般に公正妥当と認められる審査基準に準拠し，通常必要とされる審査手続きによって審査した。

第4 審査結果

- 1 審査に付された各事業会計の決算諸表は，地方公営企業法及び関係法令並びに企業の財務に関する諸規定に準拠して作成されており，各事業会計の平成24年3月31日現在における財政状態及び同日をもって終わる事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認めた。
- 2 各事業会計の決算は，計数的に正確であるものと認めた。
- 3 各事業会計の記録計算は，会計原則に従い適正であるものと認めた。

- 4 各事業会計の当事業年度における予算執行の結果は、地方公営企業運営の基本原則にのっとり、おおむね所期の目的を達成し、妥当に執行されたものと認めた。
- 5 各事業会計とも貯蔵品の経理は、適切であると認めた。
- 6 基金は、設置の目的に沿って運用され、かつ、計数的に正確であり、その執行は適正であると認めた。

* 詳細については「平成 23 年度盛岡市水道事業会計・下水道事業会計・病院事業会計決算審査意見書 平成 23 年度盛岡市基金運用状況審査意見書」参照。

地方財政健全化法審査

財政健全化審査

第1 審査の対象

平成 23 年度健全化判断比率（実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率）並びに当該比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成 24 年 7 月 19 日から平成 24 年 8 月 28 日まで

第3 審査の方法

- 1 審査に付された平成 23 年度健全化判断比率が法令等に基づき適正に算定されているか否かについて審査した。
- 2 平成 23 年度健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かについて審査した。
- 3 その他必要に応じて説明を求めるなど，通常必要とされる審査手続きによって審査した。

第4 審査結果

- 1 健全化判断比率は，法令等に基づき適正に算定されているものと認められた。
- 2 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は，適正に作成されているものと認められた。
- 3 平成 23 年度健全化判断比率は，次のとおりである。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は，一般会計等及び公営事業会計で実質黒字を生じていることから，数値は算出されないものである。

(%)

健全化判断比率	平成 23 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	13.6	25.0	35.00
将来負担比率	115.2	350.0	—

* 詳細については「平成 23 年度盛岡市財政健全化審査意見書」参照。

経営健全化審査

第1 審査の対象

平成23年度資金不足比率並びに当該比率の算定の基礎となる事項を記載した書類
(対象会計)

水道事業会計，下水道事業会計，病院事業会計，公設浄化槽事業費特別会計，
農業集落排水事業費特別会計，中央卸売市場費特別会計

第2 審査の期間

平成24年7月19日から平成24年8月28日まで

第3 審査の方法

- 1 審査に付された平成23年度資金不足比率が法令等に基づき適正に算定されているか否かについて審査した。
- 2 平成23年度資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かについて審査した。
- 3 その他必要に応じて説明を求めるなど，通常必要とされる審査手続きによって審査した。

第4 審査結果

- 1 資金不足比率は，法令等に基づき適正に算定されているものと認められた。
- 2 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は，適正に作成されているものと認められた。
- 3 平成23年度資金不足比率は，次のとおりである。資金不足比率算定の対象となるすべての公営企業会計において資金不足は生じておらず，数値は算出されないものである。

(%)

会 計	平成23年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	
病院事業会計	—	
公設浄化槽事業費特別会計	—	
農業集落排水事業費特別会計	—	
中央卸売市場費特別会計	—	

* 詳細については「平成23年度盛岡市経営健全化審査意見書」参照。

包括外部監査

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項及び盛岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成16年条例第9号）第2条の規定による包括外部監査

2 選定した特定の事件名（監査対象テーマ）

土地区画整理事業に係る事務の執行について

3 監査対象機関

市街地整備課，盛岡南整備課

4 監査の期間

平成24年5月23日から平成25年2月2日まで

5 包括外部監査人

公認会計士 花館 達

6 監査事務補助者

公認会計士 高橋 雄一郎

公認会計士 林 謙志

公認会計士 坂元 一字

7 監査結果の公表

平成25年2月6日

8 包括外部監査に係る法令等に基づく盛岡市監査委員の主な事務

(1) 包括外部監査契約の締結に係る意見（法第252条の36第1項）

(2) 包括外部監査人の監査の事務の補助者に係る協議及び告示（法第252条の32第1項，第2項）

(3) 盛岡市監査等実施計画の包括外部監査人への提出（法第252条の30第2項）

(4) 包括外部監査対象事件等通知書の收受（法第252条の30第1項）

(5) 包括外部監査結果報告書の公表（法第252条の38第3項）

(6) 包括外部監査人の監査の事務の補助者の監査事務補助終了の通知に基づく告示（法第 252 条の 32 第 8 項, 第 9 項）

(7) 包括外部監査結果報告書に基づく是正改善措置の通知に係る事項の公表（法第 252 条の 38 第 6 項）

* 詳細については、監査委員事務局ホームページ等において開示されている「平成 23 年度包括外部監査の結果報告書」参照。

* 包括外部監査人の選任及び包括外部監査契約等については、市長公室行政経営課において所掌されている。

